

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和4年度）

住 所 愛媛県松山市南吉田町2731番地

事業者名 松山空港ビル株式会社

代表者名 代表取締役社長 清水 一郎  
（役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
エレベーターの更新	国際線ビル拡張工事に合わせ2023年度末までにロビー及びCIQエリア内のエレベーターをストレッチャーが入る2方向のエレベーターに改修する。	2024年3月に完成予定

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
エレベーターの更新	国際線ビル拡張工事に合わせ2023年度末までにロビー及びCIQエリア内のエレベーターをストレッチャーが入る2方向のエレベーターに改修する。	2024年3月に完成予定

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士資格の取得	サービス介助士資格を持っている者の増員を計画していたが、コロナの影響で実技教習が延期となっている。実技教習が再開されれば、参加させ有資格者を増員し高齢者、障害者等への対応力を向上させる。	コロナの影響により有資格者の増員が出来ていない

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
筆談による情報提供	聴覚障害をお持ちの方に対し、筆談ボードを総合案内所に設置して対応しているが、ラウンジ等にも設置し、筆談による情報提供を強化する。	1F案内所、2Fビジネスラウンジ及び3Fスカイラウンジにおいて筆談ボードを常設

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	総合案内所係員をグループ会社の伊予鉄高島屋の接遇研修に参加させ、プロの接遇技術を習得させ、高齢者、障害者等への配慮を学習する。	全国空港ビル協会の接遇研修に案内所職員2名が参加

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページの活用	ホームページでの館内レイアウトおよびバリアフリー関連施設等の公開	ホームページにて公開

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

講ずべき措置：お客様の声投入箱を設置しており、ユニバーサルデザインに関する要望など、頂戴した意見に対して順次改善していく。  
実施状況：ユニバーサルデザインに関する要望については、今後も継続して取り組んで行く。

(3) 報告書の公表方法

ホームページの会社案内の中で「バリアフリーへの取組」として掲載している。

(4) その他

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
松山空港旅客ターミナルビル (国内線・国際線)	愛媛県松山市 南吉田町	人 6,045	○	○	総数 6 旅客搭乗橋 設置数 (4)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合計) 計1ターミナル			1	1	総数 6 旅客搭乗橋 設置数 (4)	1	1	1

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に—印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。